



光町民憲章

- 一、老人を敬い、子供を導き、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一、体力づくりに励み、長生きの町をつくりましょう。
- 一、自然を愛し、美しい郷土を築きましょう。
- 一、教養を高め、互いに規律を守りましょう。
- 一、公共福祉を尊重し、明るい町をつくりましょう。

発行所 光町役場 光町宮川11902 電話 4-1211(代)



小庄者

五月三十一日、西高野で行われた小庄者は、今年紐解きを迎える子供（鈴木唯夫さん長女ゆみ子ちゃん）を招いて、若者がうりびきやカボチャの煮物などでもてなしてお祝いするものです。

傍示戸ではまぜご飯でお祝いし、浅間参りに持参する幣束をもらって帰ります。

共に、六月一日の浅間参りに関連して行われています。

昔は、七歳が一生のうえでひとつの節目となっており、七歳までは幼児として社会の成員として数えられませんでした。

小庄者は、社会の一員として若者組の前段階である子供組へ加入するための儀式と考えられます。

57 6月号

No. 187